

令和元年長審第34号

裁 決  
旅客船A旅客負傷事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
平成31年1月26日11時23分  
長崎県松山埼西方沖合
- 2 船舶の要目  
船種 船名 旅客船A  
総トン数 19トン  
全 長 21.50メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 1,338キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備及び性能等

Aは、最大搭載人員が旅客92人及び船員2人の、2機2軸を備えた軽合金製の水中翼付双胴高速旅客船で、上甲板上に前部客室及び後部客室を、船体中央部やや後方の両客室間に一段高い操舵室をそれぞれ配置し、両客室は中央部右舷側の通路で、操舵室と後部客室は中央部左舷側の階段によって連絡されていた。

操舵室には、前部中央に舵輪を有し、舵輪前方に磁気コンパス、その右舷側に機関操縦盤、左舷側にレーダー、GPSプロッター及び船内放送装置がそれぞれ備えられ、舵輪後方に操縦者用の椅子、後壁の両舷に各1脚の椅子がそれぞれ設置されていた。

前部客室には、通路を挟んで左舷側に4人掛けの椅子席が9列、右舷側に2人掛けの椅子席が8列の合計52席が、後部客室には、通路を挟んで両舷に4人掛けの長椅子席が5列ずつの合計40席がそれぞれ設置され、前部客室の椅子席には可倒式の肘掛けが備えられており、シートベルトは全席備えられていなかった。

海上試運転成績書によると、最大速力が両舷機回転数毎分2,230（以下、機関回転数については毎分のものをいう。）の34.07ノットで、平素、航海速力を機関回転数1,900の29ノットとして運航されていた。

#### (2) Aの運航形態

A社は、Aを、旅客等の輸送を行う一般旅客定期航路事業に従事させ、1日に、長崎県佐世保港を発して同県肥前大島港及び同県面高港に順次寄港し、佐世保港に戻る経路に5便、佐世保港を発して肥前大島港、同県松島港、同県瀬戸港、同県池島港及び同県神ノ浦港に順次寄港し、池島港、松島港及び肥前大島港に寄港して佐世保

港に戻る経路に1便就航させていた。

(3) a 受審人の経歴

(省略)

(4) 安全管理規程等

A社は、海上運送法に基づく安全管理規程を定め、安全統括管理者、運航管理者各1人及び若干名の運航管理補助者を選任していた。

安全管理規程には、船長は、適宜、運航の可否判断を行い、気象及び海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときには、運航中止の措置をとらなければならないとされており、運航の可否の具体的な判断基準や基準経路等については、運航基準に定められていた。

運航基準では、発航の可否判断について、発航港における風速が毎秒10メートル(以下、風速については毎秒のものを示す。)以上、波高が1メートル以上及び視程500メートル以下のいずれかに達していると認めるとき、又は、航行中に遭遇する風速が10メートル以上及び波高が1.5メートル以上に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない旨が規定されていた。

また、基準航行の可否判断について、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物の転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他の適切な措置をとらなければならない旨を規定して、それらの事態が発生するおそれがあるおおよその海上模様としては、風速が10メートル以上及び波高が1.5メートル以上とされていた。

さらに、A社は、Aの荒天時安全運航マニュアルを作成しており、

気象及び海象が発航中止の条件に達していないものの、おおむね風速が10メートル弱、波高が1メートル弱及び視程500メートル強の場合に適用するものとし、旅客への対応として、高齢者、身体障害者及び幼児（以下「高齢者等」という。）が乗船する際は、比較的揺れの小さい客室後部座席に案内することなどを規定していた。

(5) 気象状況

長崎地方気象台は、平成31年1月25日に、冬型の気圧配置が強まることから長崎県西海市に強風注意報及び波浪注意報を発表し、翌26日23時16分の解除まで両注意報を継続しており、同月25日17時発表の長崎県北部の天気予報として、翌26日は北西の風がやや強く、のちに北の風となり、波高は3メートルと、また、福岡管区気象台は、同月26日05時35分発表の長崎海上気象として、気圧の傾きが急になっており、長崎西海上では、同日09時で北西の風が強く、最大風速は18メートルに達し、翌27日03時まで次第に弱まる見込みとそれぞれ報じていた。

(6) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか機関長1人が乗り組み、第4便として、前部客室に旅客14人を乗せ、船首1.1メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、平成31年1月26日11時15分肥前大島港を発し、面高港に向かった。

これより先、a受審人は、発航前日のテレビ及びインターネット等の気象情報から、冬型の気圧配置であること、西海市に強風注意報及び波浪注意報が発表されていること並びに26日の満潮が12時21分頃で中潮であることを知っていたものの、佐世保港を出港して肥前大島港に向かう際には、海面は穏やかで船体動揺もほとんどなかったことから、高齢者等の旅客に対して客室後部の座席への

案内を行わないで発航したものであった。

a 受審人は、機関長を操舵室左舷の椅子に腰を掛けさせ、自らは操縦者用の椅子に腰を掛けて操船に当たり、肥前大島港第1号灯浮標を過ぎるまで減速航行を行ったのち、増速して北上した。

ところで、面高港西方の松山埼沖合では、冬場に、強い北西風と北西方への上げ潮流によって波が高くなることがあり、a 受審人はこのことを経験的に知っており、これまで同状況において、機関回転数を1,900から1,600に落として減速することで対処していた。

11時21分少し前 a 受審人は、面高白瀬灯台から157.5度（真方位、以下同じ。）2.33海里の地点で、針路を松山埼に向く049度に定め、機関を回転数1,900にかけ、29.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

11時21分半僅か前 a 受審人は、面高白瀬灯台から149度2.26海里の地点に達し、左舷側の長崎県端ノ島の島陰を出たとき、左舷船首方の松山埼西方沖合に波高1.2メートルないし1.3メートルの白波を視認し、同沖合で波が高くなっているのを知り、高齢者等が船首部付近の座席に腰を掛けていると、船体動揺と衝撃の影響を強く受けるおそれがあったが、これまで同様に減速すれば支障なく、旅客も普段から利用している人たちなので、旅客自身で対処できるものと思い、静かな海域で機関長に指示して高齢者等の旅客を客室後部の座席に移動させるなど、旅客に対する安全確保の措置を十分にとらずに続航した。

こうして、a 受審人は、11時22分半少し前面高白瀬灯台から139度2.23海里の地点で、左舷船首方から波を受けるように針路を345度に転じ、同時22分半少し過ぎ同灯台から136.5度

2.03海里の地点で、減速を開始し、同時23分僅か前同灯台から135.5度1.98海里の地点で、減速を終了して、機関回転数1,600の22.0ノットで進行中、11時23分面高白瀬灯台から135度1.95海里の地点において、Aは、船首部が波の谷間に降下して上下に激しく動揺し、左舷側最前部の椅子席に腰を掛けていた高齢の旅客が同席から跳ね上げられて落下し、身体を同席に強く打ち付けた。

当時、天候は晴れで、風力4の北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、西海市に強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。

a 受審人は、旅客の負傷に気付かないまま面高港に寄港後、佐世保港に入港し、船内巡視の機関長が負傷した旅客を発見して、救急車によって同旅客を病院に搬送した。

その結果、旅客1人が4箇月の加療を要する第12胸椎圧迫骨折を負った。

#### (原因及び受審人の行為)

本件旅客負傷は、西海市に強風注意報及び波浪注意報が発表された状況下、端ノ島東方沖合を航行中、松山崎西方沖合で波が高くなっているのを知った際、旅客に対する安全確保の措置が不十分で、同崎西方沖合において、船首部が波の谷間に降下して上下に激しく動揺し、左舷側最前部の椅子席に腰を掛けていた高齢の旅客が同席から跳ね上げられて落下し、身体を同席に強く打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、西海市に強風注意報及び波浪注意報が発表された状況下、端ノ島東方沖合を航行中、松山崎西方沖合で波が高くなっているのを知った場合、高齢者等が船首部付近の座席に腰を掛けていると、船体動揺と衝撃の影響を強く受けるおそれがあったから、静かな海域で機関長に

指示して高齢者等の旅客を客室後部の座席に移動させるなど、旅客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで同様に減速すれば支障なく、旅客も普段から利用している人たちなので、旅客自身で対処できるものと思い、旅客に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、松山埼西方沖合において、船首部が波の谷間に降下して上下に激しく動揺し、左舷側最前部の椅子席に腰を掛けていた高齢の旅客が同席から跳ね上げられて落下し、身体を同席に強く打ち付ける事態を招き、旅客1人を負傷させるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和3年7月6日

長崎地方海難審判所

審判官 覺 前 修